

# やまがた木造設計マイスター登録要領

制定 令和5年9月20日

## (目的)

第1 この要領は、やまがた木造設計マイスター登録を適正に行うために必要な事項を定める。

## (定義)

第2 やまがた木造設計マイスターとは、県が実施する山形県中大規模木造建築物設計者養成セミナー（以下「養成セミナー」という。）の全講義を受講し、県産木材を活用し、建築物の木造化及び木質化に対し設計能力を有する建築士を、県がやまがた木造設計マイスターとして登録を行った者（以下「マイスター」という。）とする。

## (マイスターの役割)

第3 マイスターは、民間施設等の木造化及び木質化に対するアドバイスができる者で、次に掲げる活動を行う。

- (1) 県産木材を活用した民間施設等の木造化や木質化の提案・相談
- (2) 県民への県産木材利用の普及・啓発

## (マイスターの登録要件)

第4 マイスターの登録要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 養成セミナーを受講し、修了証を交付された者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

## (マイスター登録等)

第5 養成セミナー受講者は、セミナー終了までに、登録申請書（別記様式第1号）を県に提出するものとする。

- 2 県は、第4の規定による要件を満たし、前項の登録申請書を提出したものが、マイスターとして適格と認めるときは、養成セミナーの修了証を確認した上で登録するものとする。
- 3 県は、登録者名簿（別記様式第2号）にて登録者を管理し、その事務は山形県農林水産部森林ノミクス推進課が行う。

## (変更の届け出)

第6 マイスターは、申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届（別記様式第3号）により届け出なければならない。

2 県は、前項の規定による届け出があったときは、速やかに登録者名簿の修正を行うものとする。

(登録の取消し)

第7 県は、マイスターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、登録者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3の規定による役割を果たせなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) マイスターとしてふさわしくない行為を行ったとき。

2 マイスターは、前項(1)に該当するときは、取消申請書(別記様式4号)を提出しなければならない。

(マイスターの責務)

第8 マイスターは、次の責務を負わなければならない。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならないこと。
- (3) 知識向上のため、県等が開催する研修会等に積極的に参加すること。

(県の責務)

第9 県は、マイスターの活動を円滑に進めるため、県民にマイスターの周知を図るとともにマイスターに対して県産木材に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月20日から施行する。

(様式第1号)

## やまがた木造設計マイスター登録申請書

ふりがな 氏名		公表の可否
住所	〒	可・否
生年月日	(西暦) 年 月 日	—
建築士資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士	—
職種	<input type="checkbox"/> 設計(意匠) <input type="checkbox"/> 設計(構造) <input type="checkbox"/> 施工 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他	—
勤務先	勤務先 (名称) (住所) HPアドレス メールアドレス	可・否
連絡先	住所(自宅・勤務先) 〒	可・否
	TEL(自宅・勤務先)	可・否
	FAX(自宅・勤務先)	可・否
	メール(自宅・勤務先)	可・否

※公表の可否欄について、どちらかに○をつけること。

ただし連絡先は必ず一つ以上の項目を公表しなければならない。

※建築士の資格証の写しを添付すること

【やまがた木造建築マイスターの役割】

やまがた木造設計マイスターは、民間施設等の木造化・木質化に対しアドバイスができる者で、次に掲げる活動を行う。

- (1) 県産木材を活用した民間施設等の木造化や木質化の提案・相談
- (2) 県民への県産木材利用の普及・啓発



(様式第3号)

## やまがた木造設計マイスター登録事項変更届

年 月 日

山形県知事 様

(森林ノミクス推進課)

申請者

(氏名)

やまがた木造設計マイスター登録申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので変更届を提出します。

### 記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

4 変更理由

5 変更年月日 年 月 日

(様式第4号)

## やまがた木造設計マイスター登録取消申請書

年 月 日

山形県知事 様

(森林ノミクス推進課)

申請者

(氏名)

やまがた木造設計マイスターとして登録していましたが、下記理由により登録の取消を申請します。

### 記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号

3 取消申請理由